

第13回

トラブルに強くなる

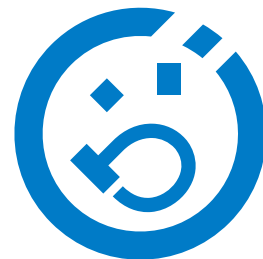
本講義資料は、金融リテラシーに関する講義を行うことを検討している方や実際に講義をされている方などを対象に提供しています。

ご使用にあたっては、下記リンク先の「講義資料の使用に関する留意事項」をご確認ください（クリックすると、J-FLEC HP（金融経済教育推進会議 大学連携講座ページ）に遷移します）。

<https://www.j-flec.go.jp/conference/collaborative-courses/#tg3>

J-FLEC

金融経済教育推進機構



- ① 消費者トラブルの現状
- ② 契約の基礎知識
- ③ 若者が陥りやすい消費者トラブルと注意点
- ④ 若者が陥りやすい金融トラブルと注意点
- ⑤ トラブルになったときの対処法と相談窓口



1

消費者トラブルの現状

- 金融リテラシーとは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要な『お金に関する知識や判断力』のことです。
- トラブルの入り口や詐欺師の手口には様々なものがあります。まずは『基本となる金融の知識を知っておくことで、トラブルの入口に気づきやすく』なります。

金融リテラシーの重要性

トラブルの入り口や詐欺師の手口は色々…



金融リテラシーをしっかり身に付けることは
トラブル防止のためにとっても重要



- 2023年中に発生した消費者被害・トラブルは2,067万件となり、消費者被害・トラブル額（既支払額（信用供与を含む。））は、約8.8兆円と前年より増加。

— ちなみに日本の防衛費の予算規模は約7兆7,000億円（令和6年度）。

| | 2023年 | 2022年 | 2021年 |
|--------------------|---------|--------|--------|
| 契約購入金額 | 約10.6兆円 | 約8.4兆円 | 約7.3兆円 |
| 既支払額 （信用供与を含む）※ | 約8.8兆円 | 約6.5兆円 | 約5.9兆円 |

※ すでに支払った金額に、クレジットカード等による将来の支払額を加えたもの。

（出典）消費者庁「令和6年版消費者白書」2024年6月

（出典）防衛省「令和6年版防衛白書」2024年8月

情報化・デジタル化

- インターネット、スマートフォン、電子商取引

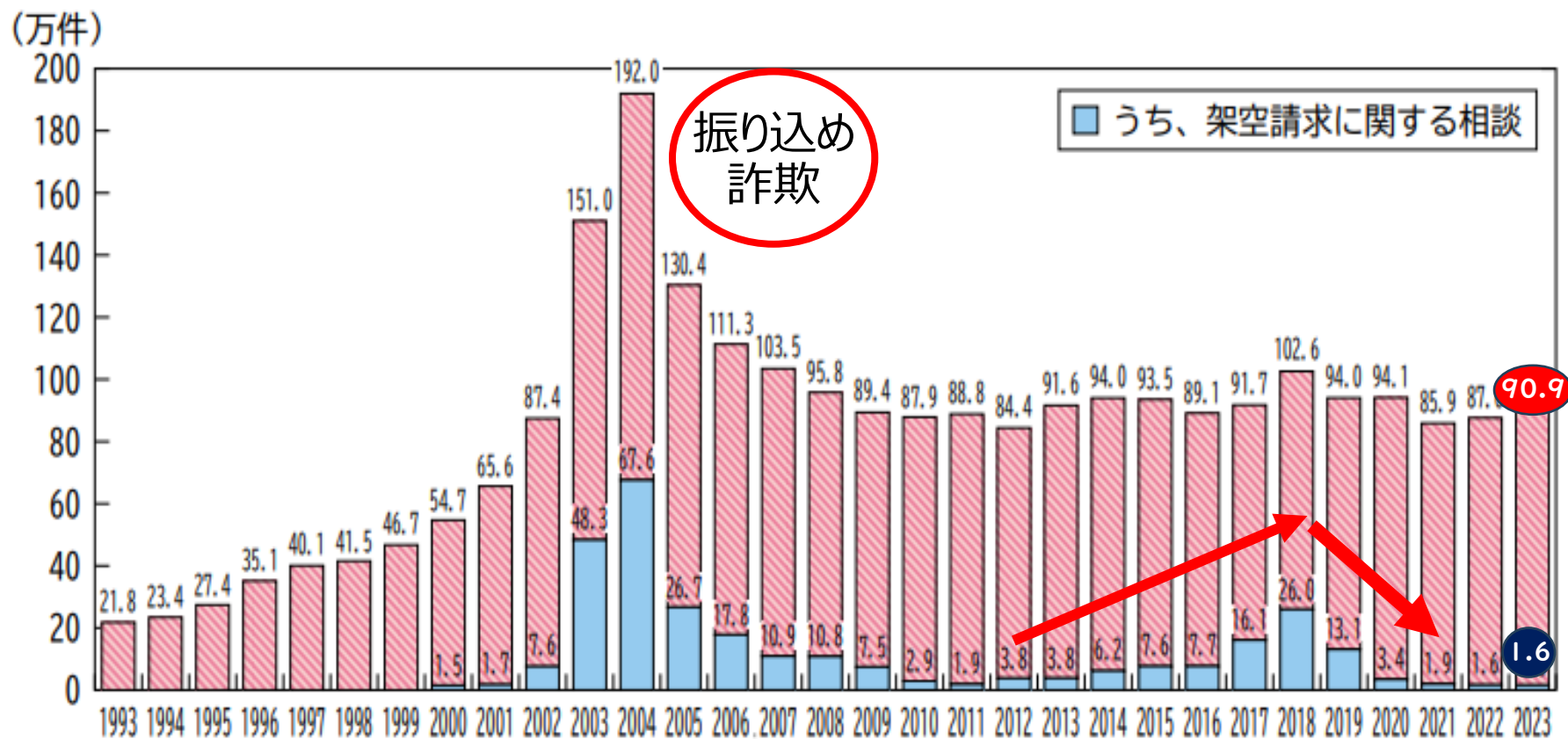
グローバル化

- 海外事業者が関連する取引

キャッシュレス化

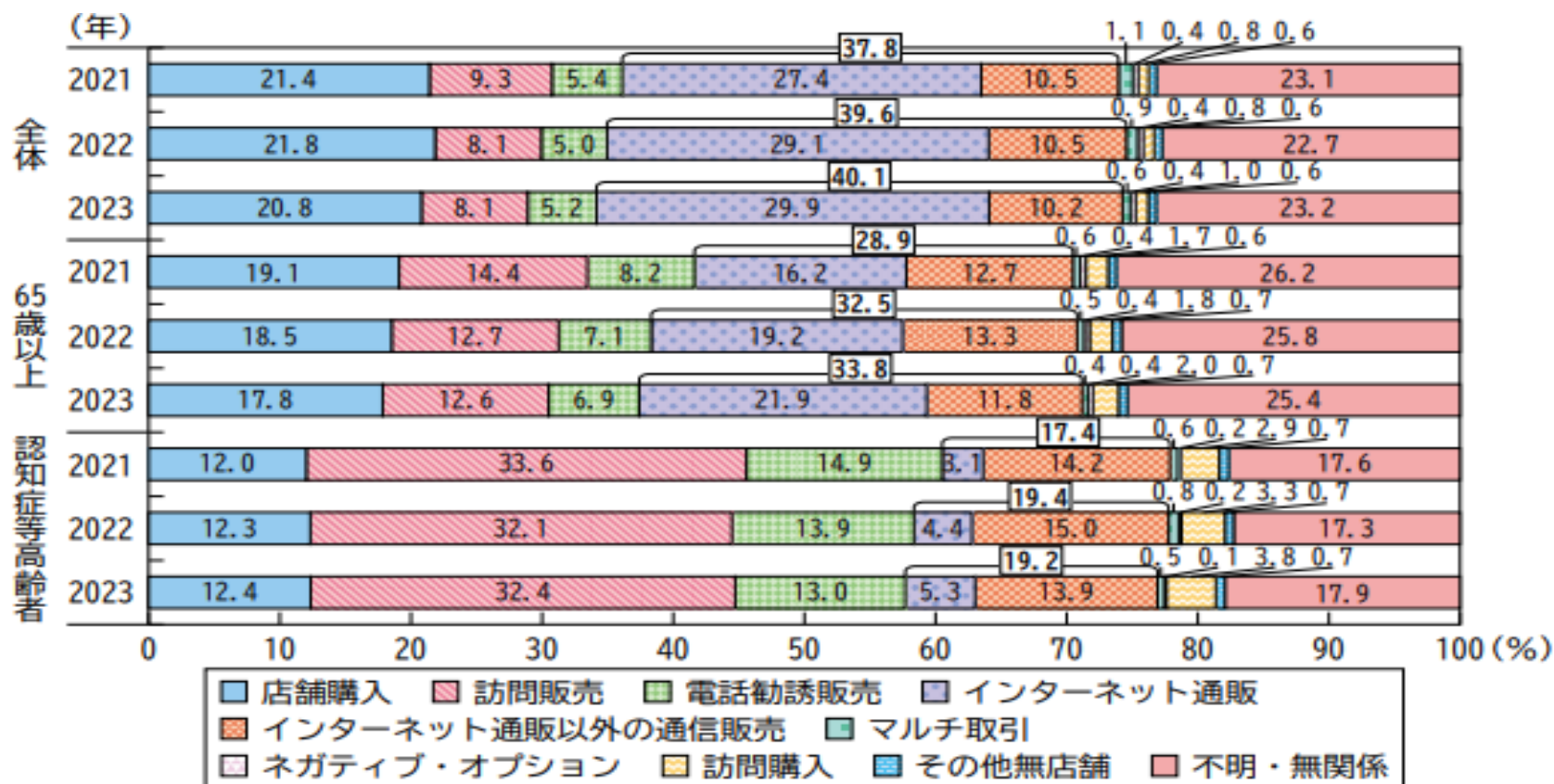
- 各種カード、電子マネー、決済手段の多様化

- 2023年中における消費生活相談件数は90.9万件で、前年より増加。
- 架空請求は1.6万件で、前年と同程度。

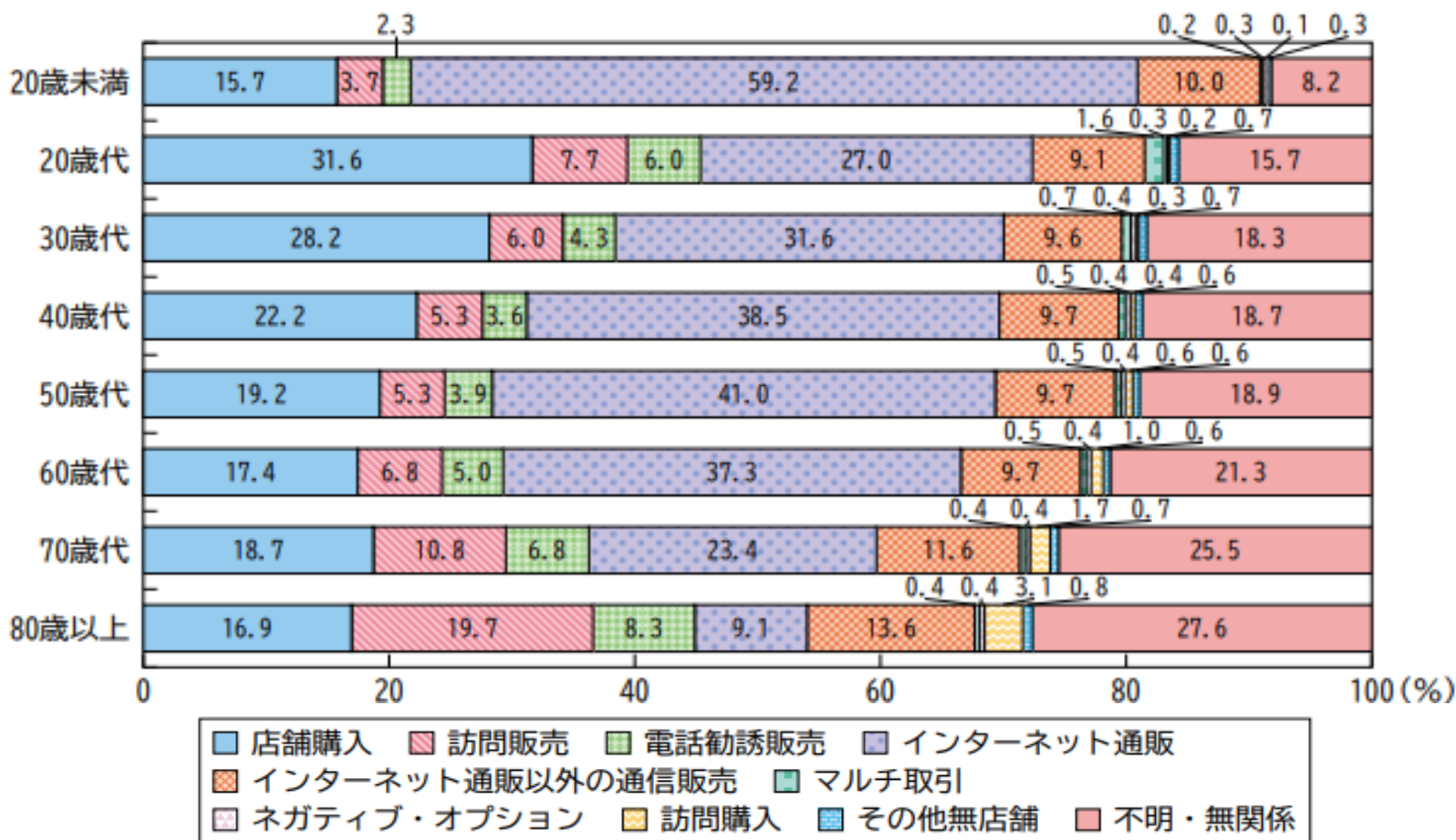


- 認知症等の高齢者と高齢者全体とは傾向が異なり、本人が十分に判断できない為、「訪問販売」「電話勧誘販売」等に遭いやすい。

※トラブルに遭っている認識が低い＝問題が顕在化しにくい



- 「インターネット通販」の割合が増加する一方、「店舗購入」の割合が減少。
- 20歳未満は「インターネット通販」、20歳代は「店舗購入」「マルチ取引」、70歳代・80歳以上は「訪問販売」「電話勧誘販売」「インターネット以外の通信販売」「訪問購入」が他の年齢層に比べて高くなっている。



- 男性の未成年は、「インターネットゲーム」等の娯楽に関する相談が上位。
- 20歳以上は、「賃貸アパート」等暮らしに関する相談や、「フリーローン」等借金に関する相談、もうけ話が多い。

| 男性 | | | | | | | | |
|--------|---------------|-------|--------|-------------|--------|--------|-------------|--------|
| 15-19歳 | | | 20-24歳 | | | 25-29歳 | | |
| 順位 | 商品・サービス | 件数 | 順位 | 商品・サービス | 件数 | 順位 | 商品・サービス | 件数 |
| | 総件数 | 5,230 | | 総件数 | 13,016 | | 総件数 | 13,754 |
| 1 | インターネットゲーム | 611 | 1 | 賃貸アパート | 776 | 1 | 賃貸アパート | 1,432 |
| 2 | 商品一般 | 342 | 2 | 商品一般 | 744 | 2 | 商品一般 | 770 |
| 3 | 出会い系サイト・アプリ | 248 | 3 | 他の内職・副業 | 612 | 3 | フリーローン・サラ金 | 679 |
| 4 | 役務その他サービス | 156 | 4 | フリーローン・サラ金 | 588 | 4 | 医療サービス | 514 |
| 5 | アダルト情報 | 141 | 5 | 役務その他サービス | 578 | 5 | 普通・小型自動車 | 463 |
| 6 | 他の内職・副業 | 135 | 6 | 出会い系サイト・アプリ | 467 | 6 | 役務その他サービス | 448 |
| 7 | 他の健康食品 | 132 | 7 | 普通・小型自動車 | 426 | 7 | 他の内職・副業 | 349 |
| 8 | 他の娯楽等情報配信サービス | 122 | 8 | 医療サービス | 346 | 8 | 修理サービス | 257 |
| 9 | 賃貸アパート | 110 | 9 | 金融コンサルティング | 310 | 9 | 出会い系サイト・アプリ | 234 |
| 10 | 普通・小型自動車 | 94 | 10 | 脱毛エステ | 282 | 10 | 電気 | 223 |
| 10 | 脱毛エステ | 94 | | | | | | |

黄色 : 娯楽に関するもの
 黄緑色 : 暮らしに関するもの
 紫色 : もうけ話関連を含むもの
緑色 : 借金に関するもの
 青色 : 自動車に関するもの
 ピンク色 : 美容に関するもの

- 女性は、全ての年齢区分で「脱毛エステ」等の美容に関する相談が上位。
- 20歳以上では、男性同様に「暮らし」や「もうけ話」のトラブルが多い。

| 女性 | | | | | | | | |
|--------|-------------|-------|--------|-------------|--------|--------|-------------|--------|
| 15-19歳 | | | 20-24歳 | | | 25-29歳 | | |
| 順位 | 商品・サービス | 件数 | 順位 | 商品・サービス | 件数 | 順位 | 商品・サービス | 件数 |
| 総件数 | | 5,758 | 総件数 | | 18,273 | 総件数 | | 17,257 |
| 1 | 脱毛エステ | 763 | 1 | 脱毛エステ | 3,606 | 1 | 脱毛エステ | 2,454 |
| 2 | 商品一般 | 286 | 2 | 他の内職・副業 | 1,220 | 2 | 賃貸アパート | 1,369 |
| 3 | 他の内職・副業 | 247 | 3 | 商品一般 | 847 | 3 | 他の内職・副業 | 815 |
| 4 | 他の健康食品 | 237 | 4 | 賃貸アパート | 802 | 4 | 商品一般 | 813 |
| 5 | 出会い系サイト・アプリ | 185 | 5 | 役務その他サービス | 754 | 5 | 役務その他サービス | 522 |
| 6 | 医療サービス | 166 | 6 | 医療サービス | 490 | 6 | 医療サービス | 472 |
| 7 | コンサート | 148 | 7 | 出会い系サイト・アプリ | 471 | 7 | フリーローン・サラ金 | 368 |
| 8 | インターネットゲーム | 127 | 8 | 金融コンサルティング | 405 | 8 | 出会い系サイト・アプリ | 295 |
| 9 | 賃貸アパート | 106 | 9 | フリーローン・サラ金 | 402 | 9 | 金融コンサルティング | 268 |
| 10 | 役務その他サービス | 91 | 10 | 電気 | 274 | 10 | スポーツ・健康教室 | 218 |

黄色 : 娯楽に関するもの

緑色 : 借金に関するもの

黄緑色 : 暮らしに関するもの

青色 : 自動車に関するもの

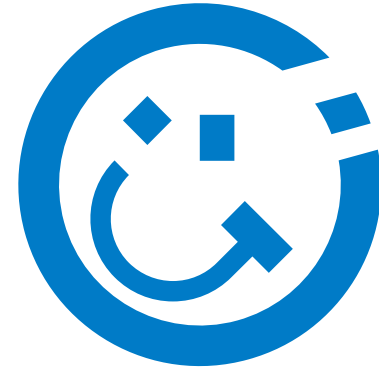
紫色 : もうけ話関連を含むもの

ピンク色 : 美容に関するもの



2

契約の基礎知識



○2022年4月から『**成年年齢が18歳に引き下げ**』られました。

18歳からできるようになること

保護者の同意がなくても契約可能

- 携帯電話を契約する
- 一人暮らしの部屋を借りる
- クレジットカードをつくる
- ローンを組む



注意点

(2022年3月まで)

⇒18歳は未成年なので、
契約を取り消すことができた

(2022年4月以降)

⇒18歳は成年なので、
契約を取り消せない



特に**悪質商法**や**詐欺**のような契約には**注意**！
正しい金融リテラシーを身につけることが**重要**です！



Q ; 次のうち、「消費者契約」はどれでしょう？

- ① 大学に入学する
- ② クレジットカードを作る
- ③ スマートフォンで音源をダウンロードする
- ④ フリマアプリで個人からライブチケットを買う
- ⑤ 販売用のハンドメイド雑貨の材料を買う
- ⑥ コンビニでアルバイトをする

- 消費者契約法の対象となる「消費者契約」とは、消費者である個人と事業者との間で締結される契約をいう。
 - 一 消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報量や交渉力等の格差を背景に消費者に不利益な契約の締結に至った場合、その契約の取消しを認めることなどにより消費者の利益を擁護することを目的に、2000年に制定された。

| 契約当事者 | 消費者契約（○）か 否（×）か | 前掲の設問契約 を分類すると |
|---------|--------------------|-------------------|
| 消費者と事業者 | ○ | |
| 個人と個人 | × | |
| 事業者と事業者 | × | （注1） |

（注1）個人であっても、「事業として又は事業のために」契約を締結する場合は、「事業者」として取り扱われる（消費者契約法第2条第2項）。

Q ; 契約が有効に成立するのは、次のどの時点でしょう？

- ①口頭で承諾したとき
- ②申込書に署名、捺印したとき
- ③注文した品物を受け取ったとき
- ④代金を支払ったとき
- ⑤品物を使用したとき



3

若者が陥りやすい 消費者トラブルと注意点



■ 定価9,480円のところ、お試し価格500円のダイエットサプリを注文。ところが翌月も再度商品が届き、6,480円の請求があった。サイトを確認すると、お試し価格の下に小さな文字で4か月以上の定期購入が条件記載されていた。

■ 価格比較サイトで一番安かったブランドもののバックパックを注文し、代金を銀行に振り込んだ。数日で届くはずなのに商品が届かず、メールで問い合わせたが返信がない。サイトには電話番号がなく、連絡がつかない。



■ スマホから初回980円の除毛クリームを定期購入で注文した。初回だけで解約しようとしたが解約は電話連絡のみで、何回かけても混み合っていて通じない。

■ どこも売り切れのセーターを扱っているサイトを見つけたので注文し、クレジットカードで決済した。数日後、中国から偽物が届き、カードの請求明細にはドル建てで請求が上がっていた。ネットには詐欺サイトとの書き込みが多数あった。



＜ネット通販をする場合の注意点＞

- 通信販売には法定のクーリング・オフがない。
 - 広告やサイト内に記載された事業者情報や購入条件（定期購入等）をしっかりと読んでから注文すること。
- ✓ 「特定商取引法にかかる表記」「会社概要」をチェック
 - ✓ 販売業者の氏名または名称、住所及び電話番号
 - ✓ 解約・返品の可否、可の場合はその条件
 - ✓ 支払方法を確認する
 - 前払い<後払い 振込<クレジットカード
 - ✓ オンラインモールに出店している事業者か

※カード使用不可で極端な値引きの場合、海外コピーサイトの可能性も

- 海外事業者との取引には、さまざまなリスクが存在することをあらかじめ認識したうえで、慎重な取引を行うことが重要。

(海外事業者との取引リスクの例)

- ことばの壁がある
- 事業者の所在の確認が困難である
- 法律や商習慣が違う

(違反していてもこちらが望む解決ができない可能性がある)

- **国民生活センター越境消費者センター（CCJ）**

— 海外通販、海外旅行でのショッピングなど、海外事業者とのトラブルの相談窓口

<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>

■賃貸マンションの退去にあたり、納めてあった敷金 8 万円が戻らないばかりか、クロス張替やハウスクリーニング代として12万円請求された。



- 賃借人は、退去時に部屋を原状（借りた当時の状態）に戻して家主に返す義務がある。
- ただし、普通に生活していて傷む損耗（畳やクロスの日焼け、建具のゆがみ等）は、家主の負担で修繕するのが原則である。
- なお、賃貸契約に上記の損耗についても賃借人が負担する旨の特約がある場合は、原則として特約が有効となる。
契約時にどのような特約が付いているか十分な確認が必要。

■インターネットのクーポンサイトで3000円の体験エステに出かけたところ、17万円の痩身コースを契約させられた。



■美容クリニックに医療脱毛の無料カウンセリングに出かけたところ、早いほうがよいと言われ、ローンを組んで20万円のレーザー脱毛の契約をし、その日のうちに初回の施術を受けた。



- エステティックサービスは8日間のクーリング・オフが可能。クーリング・オフ期間を過ぎても一定の解約料を支払えば中途解約ができる。
- 美容医療の一部にもクーリング・オフが適用される。
- すでに施術を受けていてもクーリング・オフは可能。

○消費者を守るため、一定の要件を満たせば『クーリング・オフ』や『消費者契約法に基づく契約の取り消し』を行うことができます。

| | クーリング・オフ | 消費者契約法 |
|------------|---|--|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約後、一定の期間内に無条件で契約を解約できる | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不当な勧誘で契約した場合等に、契約を取り消すことができる |
| 販売形態 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 訪問販売や電話販売、連鎖販売取引等に限る | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全ての消費者契約 |
| 適用できる契約や商品 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 訪問販売や電話販売 ➤ エステ、美容医療、語学教室、学習塾等 ➤ マルチ商法、内職商法等 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者と事業者との契約全て及び当該契約に関わる全ての商品 |
| 取消権の行使期間 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約書面を受け取ってから8日以内（マルチ商法、内職商法は20日以内）※場合によっては、期間を過ぎても契約を取り消せることもある | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 誤認・困惑の状態が終了してから1年以内（ただし契約後5年以内）※霊感商法等の場合は、別途定めあり |
| 取消方法 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 書面、FAX、電子メール等 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 書面が望ましい |

契約がおかしいと感じたら、消費生活センターや消費者ホットライン（188）に相談しましょう！

- クーリング・オフとは、「法定の販売方法で購入した商品やサービスが、本当に必要かどうかを考え直す期間」のこと。

<クーリング・オフの要件と効果>

- ① 契約書面を受け取った日から
- ② 8日間（マルチ商法等の場合は20日間）以内に
- ③ 文書で通知をすれば、
- ④ たとえ、購入した商品やサービスを使っているとしても、
無条件で契約を解約することができる。
解約理由を説明する必要はない。

クーリングオフができないもの（例）

- 店舗での販売や通信販売。
- 金融商品、不動産、通信回線にかかる契約など、他の法律の定めがあるもの。
- 葬儀、飲食店の呼び込み、自動車の購入、医師・弁護士との契約など。
- 健康食品や化粧品、薬などの消耗品のうち使用した分。
- 3,000円未満の品物やサービスを現金払いで購入した場合。
- 自分から業者を呼んで購入した場合。
- （個人が）事業者として行った契約。

- ハガキに右の事項を記載する。
証拠として、コピーを取って手許に残す。
郵便局の窓口で、「特定記録郵便」で発送
する。

※2022.6.1より電磁的記録も可(次頁参照)

- クーリング・オフによる契約の解除は、通知を出した日に成立する。
業者の承諾は不要。
支払済みの代金は全額返金される。
違約金等はかからない。

契約解除通知

私は次の契約を取りやめます。

1. 契約日 令和 年 月 日
2. 商品名
3. 契約金額
4. 販売会社名 (担当者名)

支払った代金は返金してください。

受け取った商品はお引き取りください。

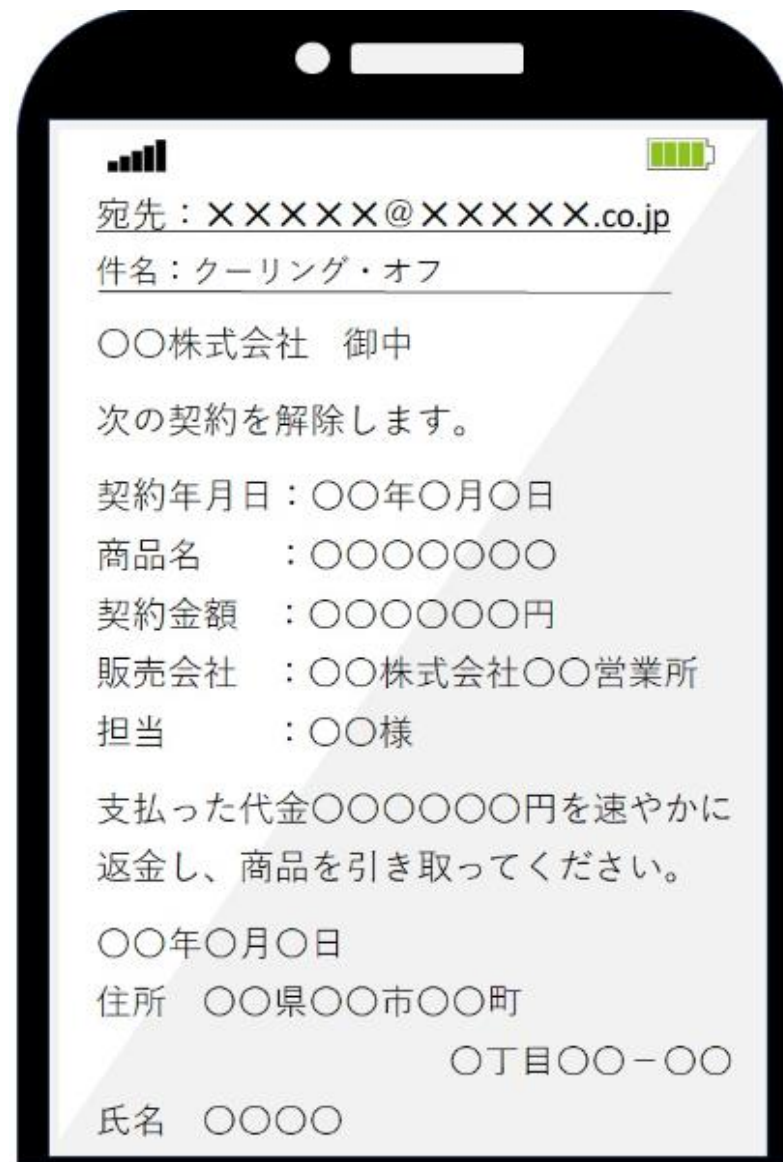
令和 年 月 日

自分の住所
氏名

- 2022.6.1より、電磁的記録でもクーリング・オフの通知ができるようになりました。（メール、専用フォーム、FAX等）
- クーリング・オフ期間内に通知する。
期間内かどうかは送信日で判断される。
- 発信履歴が残るようにデータを保存する。
 - ・メール：送信済みのメール、メールの送信記録、画面のスクリーンショットをとる。
 - ・専用フォーム：通知内容と通知した日付がわかるよう画面のスクリーンショットをとる。
 - ・FAX：送信文書とFAXの通信記録を保存する。

★上記のデータは5年間保存する。

- 支払った金額、手元に商品がある場合は、書面での手続きと同様に対応する。



不適切な勧誘で誤認・困惑して契約した場合 → 取消しできる

例

就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と勧誘。

就職
できるか
不安



このままでは
一生成功しない。
このセミナー
が必要

就職セミナー商法（不安をあおる告知）

例

SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買って欲せないと関係を続けられない」と男性から言われ契約。

別れたく
ない…



2人の
これから
のために…

デート商法等 （好意の感情の不当な利用）

契約書に消費者の権利を不当に害する条項がある場合 → 無効

例

「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的ないかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項。



当ジムで発生したお怪我についての損害については、一切賠償しないことになっております

契約書に書いてあります

消費者に損害が発生しても、事業者は賠償しないと定められた場合などが問題となります。

例

「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項。

たしかに書いてあるけども…



受け取った商品に不具合があった場合にも、キャンセルは一切できないことになっております

事業者は責任を負わないとする条項

消費者はどんな理由でもキャンセル不可とする条項

○『消費者契約法で契約を取り消したり無効にしたりできるケース』
には、さらに以下のようなものがあります。

- 嘘を言われた
- 不利になることを言われなかった
- 必ず値上がりすると言われた
- 通常の量を著しく超えるものの購入を勧誘された
- お願いしても帰ってくれない
- 帰りたいたいののに帰してくれない



まずは消費生活センター等への相談を！

4

若者が陥りやすい 金融トラブルと注意点

○後払いサービスで、気付いたら多額の請求が来てしまう
トラブルが多発しています。



インターネットでショッピング！
お金がないけど、この「後払い」
なら欲しかった服が買える！



10万円の請求書が届いた…
いつの間に…
こんなの払えない…

- 後払いは気軽に利用できてしまう分、残高に注意が必要です。
- 商品やサービスを購入するときは、『**後で自分が必ずお金を払わなくてはいけない**』ことを認識しましょう。

後払いサービスのポイント

- 後払いサービスは、クレジットカードや現金を持っていなくても利用できるため、気軽に商品やサービスの購入が可能です。
- しかし、気軽に利用できる分、気づいたら利用残高が何万円、何十万円になってしまうトラブルが多く発生しています。
- 後払いサービスは、「ツケ払い」等と名前が変わっていたり、お金がなくてもアプリにチャージが可能なサービスであったりと、後払いであることが分かりづらいケースも見られます。後払いがどのような仕組みであるかを理解し、**サービスを利用する際は後で自分が支払いを行うことを認識しましょう。**

- 違法な金利で貸付けする『ヤミ金融（貸金業 無登録業者）には絶対に接触しない』でください。
- 自身だけでなく、『会社・家族へも暴力的・脅迫的な取り立て』が行われる可能性があります。

SNS ネット掲示板



お金を貸します！審査不要！

個人間融資
お金貸します
ひととき融資

近年はSNSで個人を装って接触してくる
ヤミ金融業者も増えています

○マルチ商法は、いずれも「友人・知人を紹介して商品を買ってもらおうと儲かる」「友人・知人が入会すると配当金がもらえる」等、『他人を勧誘することが前提』となっています。



友達を紹介すると代金の一部を報酬としてもらえて儲かりますよ
まず自分で商品を購入したら
すぐに始められますよ！

実際には…

ほとんど儲からず、
借金に苦しむ人が多くいます。
違法な業者がほとんどです。

○マルチ商法や投資詐欺勧誘のきっかけとなるパターンを覚えておきましょう。

《学生時代の同級生》



久しぶり！
ビジネスに
興味ない？

《マッチングアプリ》



《街中での一見関係ない声掛け》



この辺で美味しい
居酒屋やカフェを
知りませんか？

《大学や社会人のサークル》



意外なところにトラブルの入り口は潜んでいます！

○マルチ商法や詐欺被害の実際の事例です

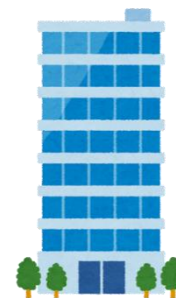


友人がSNSで変なビジネスの投稿をしている…
話をして辞めさせた方がいいんじゃないか…

1

3

マンションの一室に連れていかれると、数時間勧誘を受け、
最後は「自分もやります」と言ってしまう。



友人と話をすると、投資の説明をされ、
「会ってほしい人がいる」と言われます。

2

4

実際にその投資は全く儲からず、返金もしてもらえません。
投資の時に詐欺師に無理やり契約させられた
消費者金融への借金だけが残ってしまいました。



少しでも「怪しい」と感じたら、どんな目的でも絶対に近づいてはいけません。

○『悪質商法や詐欺に遭わないためのポイント』を押さえましょう。

1. 自分は詐欺に引っ掛からないと**思いこまない**。
－「自分は大丈夫」と自信過剰になる人ほど詐欺被害に遭いやすい特徴があります。
2. **友人・知人（先輩など）からの勧誘**であっても注意。
－友人・知人からの勧誘であっても、怪しいと感じたら勇気を持って断りましょう。
3. 「**高額な手数料・登録料**」を請求されたら要注意。
4. 「**絶対に儲かる**」商品はありません。
－流行りの言葉（AI、メタバース、NFT、仮想通貨、暗号資産等）との組み合わせで、「もしかしたら絶対に儲かる商品があるのかも」と思ってしまいがちです。
5. 「**あなただけに特別なご案内**」といった勧誘文句に注意。
－人は「あなたは特別だ」と言われると冷静さを失いやすくなります。

○こんなメールがきたらどうしますか？

- あなたのアカウントに不正アクセスがありました。
至急以下のサイトからアクセスしてログインしてください。
ログインしないとあなたのアカウントは安全のため失効します。
- ○○に関する申告の参考となる情報について、
メッセージボックスに格納しましたので、内容をご確認ください。
- お客様のアカウントは○○サービスを更新できませんでした。
カードが期限切れになった可能性があります。

不安な気持ちになった方、フィッシングに要注意です。

- **携帯電話会社、宅配業者、銀行をかたって**
本物そっくりの偽サイトに誘導する事例が多数発生しています。

フィッシングとは

- 実在のサービスや企業をかたり、**偽のメールやSMS（携帯電話のショートメッセージ）**で偽サイトに誘導し、**IDやパスワードなどの情報を盗んだり**する手口です。
- 情報を盗まれると、**アカウントを乗っ取られてお金を奪われたり、インターネット通信販売サイトで勝手に買物をされたり**します。

（出所）警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」

（<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>）

偽画面の例

お支払い方法の更新

お客様の個人情報を安全に送信するためにSSL暗号化通信を利用し、第三者によるデータの改ざんや盗用を防いでいます。



クレジットカード名義人

カード番号

有効期限:

01 2021

セキュリティコード

CWVCW2

生年月日

日 月 年

<入力を求められる情報の例>

- クレジットカード番号、金融機関の口座番号、暗証番号
- 住所、氏名、電話番号、生年月日
- 電子メール、インターネットバンキング、SNSアカウント等のID・パスワード
- 運転免許証、マイナンバーカードの画像情報等

- **偽物と見た目で判断することは困難です。フィッシングサイトに繋がらない（閲覧しない）ようにしましょう。**

フィッシングの対策

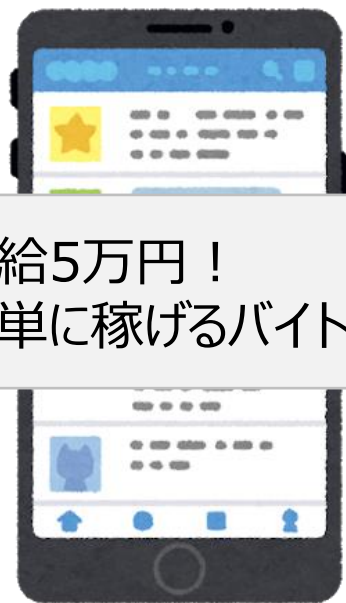
1. **電子メールやSMS内のリンクはクリックしない**
 - 電子メールに記載されたリンクの真偽を見た目で判断することは困難です。あらかじめ公式サイトを登録しておくなどして正しいサイトに接続するようにしましょう。
2. **パソコンやモバイル端末をアップデートして安全に保つ**
 - アプリのぜい弱性等を悪用されないよう、端末を安全な状態に保ってください。
3. **ワンタイムパスワードや顔認証などを活用する**
 - メールなどで都度通知される、ログインのたびに異なるパスワードを入力するサービス等を活用しましょう。

他にも
「携帯電話会社などが提供する
迷惑メッセージブロック機能など
を活用する」
「IDパスワードの使いまわしはし
ない」
等の対策があります！

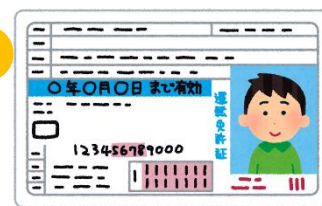
- 闇バイトは、『アルバイトではなく犯罪』です。
- 『簡単にお金が稼げるというおいしい話はない』ことを理解し、巻き込まれそうになった時は、すぐに警察などに相談しましょう。

SNS ネット掲示板

日給5万円！
簡単に稼げるバイト！



お仕事紹介のため、
免許証や家族構成を
登録してください



詐欺や強盗に
加担させられ逮捕

○闇バイトでは、下記のような「特殊詐欺」に加担させられます。

オレオレ詐欺



家族、警察官、弁護士等を装い、家族が起こした事件や事故に対する示談金等を名目にお金をだまし取る手口です

預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗



家族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、「キャッシュカードを交換する」等の名目で通帳やキャッシュカードをだまし取る手口です

架空料金請求詐欺



裁判所

未払いの料金がある等架空の事実を口実にお金をだまし取る手口です。SMS、メール等の他、裁判所からの郵便を装って連絡するケースもあります。

還付金詐欺



税金還付等に必要手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金によりお金をだまし取る手口です

闇バイトに巻き込まれないようにするにはどうすればよいのでしょうか？

○『闇バイトの特徴』を知っておき、被害を未然に防ぎましょう。

闇バイトの特徴や注意点

1. 「銀行口座を代理で開くだけ」や、「現金を引き出すだけ」等、
一見簡単な仕事に見える。
－いずれも詐欺等に利用されます。簡単に大金を稼ぐ方法はありません。
2. 免許証や学生証、家族構成を登録させる。
－いざ危険な犯罪であることに気づいても、「住所を知っている」「家族に何かあっても知らないぞ」等と脅されることが多くなります。
3. 犯罪組織に利用され、捨て駒にされる。
－何度も犯罪をさせられ、最終的には実行犯として闇バイトに応募した人だけ逮捕され、犯罪組織は逃げてしまうケースも多いです。

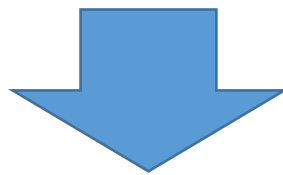
「闇バイトに応募してしまったかもしれない」「免許証等を登録してしまい脅されている」というときは、**すぐに警察に相談しましょう。**



5

トラブルになったときの対処法と 相談窓口

- ①「おかしい」と思う
- ②記録をつける
- ③相談する



まずは、「消費生活センター」へ連絡を！

- 消費生活センターは、中立・公正な機関であり、相談は無料。
- 消費者ホットライン「188（いやや）」**に電話を。
 - 音声ガイダンスに従って郵便番号を入力すれば、最寄りの消費生活センターに電話が繋がる。

- 消費生活センターは、消費生活全般に関する情報提供やトラブル解決のための助言等を、中立・公正な立場で行う機関。必要に応じて、他機関（弁護士会等）の紹介や紛争解決のあっせんも行う。

Q：どこのセンターに相談すればいい？

1. 相談者が在住・在勤・在学している地域のセンター
2. トラブルにあった時に住んでいた地域のセンター
3. 相手の事業者の所在地にあるセンター

※相談受付時に、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を伝える必要がある。

相談するときは、

- ① **少しでも早く、**
 - ② **トラブルにあった本人が、**
 - ③ **資料・記録をそろえて、**
- 相談に臨むことが大切。

いったん相談が始まれば、

- ① **「事実」を隠さずに話すこと、**
 - ② **あきらめずに、粘り強い姿勢を持つこと、**
 - ③ **解決するのは自分自身であるとの自覚をもつこと、**
- が肝要である。

| | |
|------------------|-------------------------|
| 消費者ホットライン | 1 8 8 (いやや) |
| 消費生活総合センター | 0 3 - 3 2 3 5 - 1 1 5 5 |
| 警察総合相談窓口電話番号 | # 9 1 1 0 |
| 法テラス日本司法支援センター | 0 5 7 0 - 0 7 8 3 7 4 |
| 金融庁金融サービス利用者相談室 | 0 5 7 0 - 0 1 6 8 1 1 |
| 総務省電気通信消費者相談センター | 0 3 - 5 2 5 3 - 5 9 0 0 |

トラブルにあったら、ひとりで悩まず、相談しましょう。